

役員変更に関する Q&A



役員変更に関して、よくある質問をまとめました。
所轄庁が福岡県である場合の取扱いです。所轄庁が福岡県ではない法人は、所轄庁にお尋ねください。

(再任の届出)

Q1 役員全員が再任されました。改選前の役員と変わっていないのですが、所轄庁に「役員変更等届出書」を提出する必要がありますか？

A1 再任されたということをお届けしていただく必要があります。
必要書類を確認のうえ、役員変更等届出書を提出してください。

(再任の登記)

Q2 役員全員が再任されました。登記の変更手続きが必要ですか？

A2 代表者については、登記の手続きが必要です。氏名に変更がなくても改選の度に登記の変更手続きが必要です。

NPO 法上は、同じ人が再度選任されることを「再任」といいますが、登記上は「重任」といいます。

*代表者:定款で代表権を有することとしている役職 理事長・代表理事など

(理事の役職変更)

Q3 理事長が交代しました。
理事長がいわゆる平理事に、副理事長が理事長になりました。
どのような手続きが必要ですか？

A3 代表者(理事長)の変更は、法務局で登記の変更手続きが必要です。

理事の中での役職変更ですので、所轄庁に「役員変更等届出書」を提出する必要はありません。

近い時期に、NPO法に基づく書類(事業報告書・定款変更届など)を提出する予定がある場合は、新理事長名で提出してください。

特に提出書類がない場合には、任意の様式で構いませんので、代表者が変更になった旨と新代表の氏名を、メールやFAXで福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課NPO認証班までお知らせください。内閣府NPO法人ポータルサイトで公開している代表者氏名の変更を行います。

(理事と監事の交代)

Q4 理事と監事が交代しました。どのような手続が必要ですか？

A4 所轄庁に、「役員変更等届出書」を提出する必要があります。

(例)

変更年月日 変更事由	役名	氏名	住所又は居所
X年3月31日 任期满了(又は辞任)	理事	福岡太郎
X年4月1日 新任	監事	福岡太郎
X年3月31日 任期满了(又は辞任)	監事	博多花子
X年4月1日 新任	理事	博多花子

※「新任」となりますので「就任承諾及び誓約書のコピー」と「住民票原本」が必要です。

(就任承諾及び誓約書)

Q5 理事を増員することになりました。新任の役員に「就任承諾及び誓約書」を提出してもらおう予定ですが、いつの日付を記入してもらえばいいですか？また、署名や押印は必要ですか？

A5 「就任承諾及び誓約書」の日付は、役員に就任される方が就任を承諾し記載をした日を記入してください。

また、「就任承諾及び誓約書」は、役員と法人との間で交わされるものです。法人と役員は民法上の委任の関係にあり、それを証明する書類です。署名(自署)や押印が必要かは、法人の内部で判断してください。

所轄庁に提出する「就任承諾及び誓約書の写し」は、署名や押印の義務付けはしていません。

(住民票の有効期限)

Q6 新任の役員から「就任承諾及び誓約書」と「住民票(原本)」の提出を受けていたが、役員変更等届出書を提出するのが遅れてしまいました。住民票の有効期限はありますか？

A6 役員変更等届出書の提出日(所轄庁が受理する日)から起算して6か月以内に作成されたものを提出してください。

(役員変更等届出書の提出時期①)

Q7 年度の途中で、役員に変更(辞任・新任など)がありました。役員変更等届出書は事業報告書等を提出する時に1年間分をまとめて提出すればいいですか？

A7 役員に変更があった場合は、その都度届け出ていただく必要があります。
事業報告書の提出時期と役員変更の届出時期が重なる場合は、一緒に提出していただいても構いませんが、事業報告書の提出時期にあわせて提出するものではありません。
なお、代表者に変更があった場合は、変更後2週間以内に登記の変更手続を行う必要があります。

(役員変更等届出書の提出時期②)

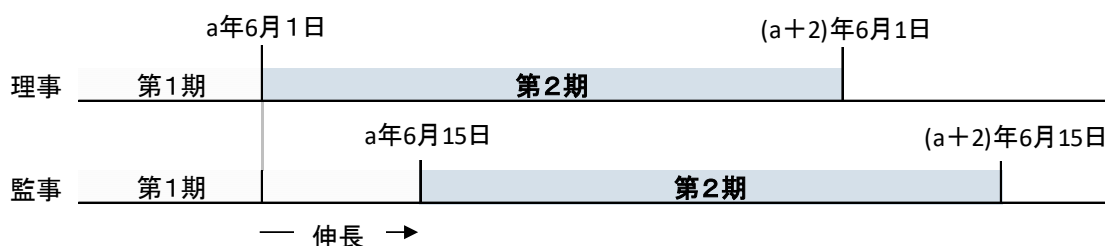
Q8 役員の任期はX年6月30日までとなっています。X年5月20日に総会を開催し、X年7月1日からの役員を選任しました。総会が終了したので5月中に役員変更等届出書を提出してもいいですか？

A8 役員変更等届出書は、変更があった後に提出していただくものです。
お尋ねの場合は、X年7月1日に役員が変更になるということですので、X年7月1日以降に提出してください。
役員変更等届出書の「変更事由 変更年月日」の欄は、「X年7月1日 再任(又は新任)」「X年6月30日 任期満了」という内容になります。

(役員の任期)

Q9 理事は理事会で、監事は総会で選任すると定款に定めています。監事については任期の伸長規定があります。a年5月31日までが任期となっており、理事は任期満了前に理事会で役員の再任を決議しました。a年6月15日に開催する総会で監事を選任する予定です。役員の任期はどうなりますか？

A9 任期を2年と定めている場合、理事の次の任期はa年6月1日から(a+2)年5月31日までとなります。
監事は、任期満了後最初の総会が終了するまで任期を伸長しますので、次の任期は、a年6月15日から(a+2)年6月14日までとなります。
理事の任期と監事の任期がずれてしまいますので、きちんと管理しましょう。



(任期満了後の選任)

Q10 役員を総会で選任すると定款で定めています。

通常総会を開催し、事業報告や活動決算を議決しましたが、役員を選任することを失念していました。

定款には、「後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで任期を伸長する」と定めていますが、既に任期は満了し最初の総会が終了してしまいました。どうすればいいですか？

A10 役員と法人は民法上の委任関係にあります。民法第654条は「委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者…は、委任者…が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。」と定めています。

役員全員が欠け法人の活動ができなくなると法人の事業利用者や第三者に著しい支障及び不利益が生ずるおそれがあり「急迫の事情がある」といえますので、後任者が就任するまで職務を行う必要があります。

法人の業務に支障がないよう、早急に、臨時総会を招集し、役員を選任を決議してください。

その後、法務局で代表者変更の登記を行います。登記の手続が終了したら、その内容に合わせて所轄庁に「役員変更等届出書」を提出してください。

(登記内容と役員変更等届出書の内容)

Q11 役員変更等届出書の提出や法務局での登記手続を怠っていました。至急手続したいと考えていますが、役員変更等届出書はどのように記載すればいいですか？

A11 任期ごとに役員を選任の手続を総会等で行っていて、法務局や所轄庁の手続をしていなかった場合は、選任された日付どおりに法務局と所轄庁の手続を行ってください。

もし、選任手続そのものができていなかった場合は、定款の定めに従って速やかに役員を選任し法務局で登記を行ってください。その後、法務局の登記内容にあわせて、所轄庁に「役員変更等届出書」を提出してください。

	登記の内容	所轄庁の役員変更等届出書の内容
例①	代表者 B年1月20日「重任」	役員全員 B年1月20日「再任」
例②	代表者 A年6月30日「退任」 B年1月20日「就任」	役員全員 A年6月30日「任期満了」 B年1月20日「新任」 全員が「新任」扱いになりますので、「就任承諾及び誓約書のコピー」「住民票(原本)」の提出が必要です。

(辞任について)

Q12 監事から「辞任届」が提出されました。監事は1名しかいないため辞任は承認できないと考えています。慰留することはできますか。

A12 「選任」とは違い「辞任」は、総会や理事会で承認するような性質のものではありません。役員は、法人に辞任の意思を表明することでいつでも辞任できます。

そうはいつても、1名しかいない監事が急に辞任してしまうと、監事が欠員となりNPO 法違反の状態になることから、監事が了承すれば、次の監事の選任の手続きが終わるまで慰留することもできると考えます。ただし、辞意が固い場合は「辞任」として整理せざるを得ません。

NPO 法人の定款には、「役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。」と規定されています。この規定を根拠に新しい監事が就任するまでの間の職務を依頼することはできますので、速やかに後任の監事を選任してください。(定款にこのような定めがない法人も、監事が一人もいない状況で法人の活動等に支障がある場合は「急迫の事情がある」といえますので職務を依頼することはできると考えられます。Q10 参照)

(欠員補充)

Q13 理事が、任期途中で2名辞任し、3名となりました。定款で理事の定数を「3人以上」と定めています。理事を補充する必要がありますか？

A13 NPO 法第 22 条は、「理事又は監事の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。」と定めています。

理事や監事の定数を「〇人以上」というように幅を持たせて規定している場合、「定数の3分の1」をどう考えるかということになります。

役員選任(改選)時に、この法人は「5人」の理事を選任していたということですので、今期の定数は「5人」となります。その定数の3分の1($5 \div 3 = 1.666 \dots$)を超える「2名」が辞任していますので、なるべく速やかに欠員を補充する必要があります。

次の改選の際に、理事を5人から3人に減らして選任することは可能です。改選の際に、3人の理事を選任した場合は、その期の理事の定数は「3人」となります。

なお、NPO 法は役員の定数を理事3人以上、監事1人以上と定めていますので、定款の定めにかかわらず、理事3人・監事1人を下回ることはできません。

(個人の住所又は居所の取扱い)

Q14 役員から、所轄庁に提出する書類に個人の住所を記載しないで欲しいといわれています。住所を記載せずに提出することはできますか？

A14 役員変更等届出書や添付書類の役員名簿には、役員の住所を記載する必要があります。

これは、NPO 法が役員変更の届出には「役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)」を添付することを義務付けていることによるものです。

この「役員名簿」は、所轄庁が閲覧に供することを義務付けられており、福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課(コラボステーション福岡)で、どなたでも閲覧できる書類です。ただし、令和2年の NPO 法改正により、事業報告書等・役員名簿から、個人の住所又は居所の部分を除いたものを閲覧に供することとなりました。

所轄庁において役員個人の住所又は居所が公開されることはありませんので、役員の方にはその点を説明いただき御理解いただければと思います。

